

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課）	41
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	42
○土地改良法による道営換地処分.....（農業施設管理課）	42
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定.....（農業施設管理課）	42
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	42
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	42
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	43
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	43
○道路の供用の開始.....（道路課）	43
○都市計画の変更の決定.....（都市計画課）	43
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	44
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	46
○特定調達契約に係る入札の公告.....	46
道議会訓令	
○北海道議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令.....	47
道立教育研究所告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	49
告 示	
北海道告示第98号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。	
その関係書類は、平成19年2月20日から20日間、一般の縦覧に供する。	
なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。	
また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海	

道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年2月16日

地区名	事業の種類	北海道知事 高橋 はるみ 縦覧場所
猿払南部	一般農道（集乳農道）	北海道宗谷支庁
エサウシ	同	同
枝幸	草地整備〔担い手中核型〕（農道、区画整理）	同
美里第2	経営体育成基盤整備（区画整理）	北海道胆振支庁
熊牛南部	一般農道（一般）	北海道釧路支庁
太田第2	同（集乳農道）	同
弟子屈北部	草地整備〔担い手中核型〕（区画整理）	同
多和第2	同〔公共牧場中核型〕（区画整理）	同
オロロン北	同〔担い手中核型〕（区画整理）	北海道留萌支庁
初山別	中山間地域総合整備（農業用排水、ほ場整備、客土、暗きょ）	同
中幌第2	防災ダム	同
杵臼	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ、農道、客土）	北海道空知支庁
長都遠軽	同（区画整理）	同
高島南	同（区画整理、農業用排水、暗きょ）	同
大願東	同（区画整理、農業用排水、暗きょ、客土）	同
昭栄	同	同
音江西	同（区画整理、暗きょ）	同
由良	同（区画整理、農業用排水、暗きょ）	同
北部	同	同
東山	同	同
内園	同	同
稔南	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、暗きょ）	同
日進	ため池等整備〔一般型〕	同
新湧	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、客土、暗きょ）	北海道石狩支庁
知津狩	同	同
川下	同（農業用排水、客土、暗きょ）	同
対雁	同	同
篠津	同（農業用排水、暗きょ）	同
高倉4支線	特定農業用管水路等特別対策	同
北剣淵	経営体育成基盤整備（区画整理、客土、暗きょ）	北海道上川支庁

丸 長	地域水田農業支援排水対策特別（農業用排水）	北海道上川支庁
和 寒 北	経営体育成基盤整備（客土、暗きよ）	同
平 原 西	同（区画整理、農業用排水、客土、暗きよ）	同
大 沼 南	同（区画整理、農業用排水、暗きよ）	同
大 沼 中 央	同	同
共 春	一般農道（集乳農道）	北海道根室支庁
根 室 東	草地整備〔担い手支援型〕（区画整理）	同
上 春 別 南	同	同
計 根 別 南	同	同
西 春 別 桜	同〔公共牧場中核型〕（区画整理）	同

北海道告示第99号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成19年2月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年2月16日

		北海道知事 高 橋 はるみ
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
朝 日	水田農業振興緊急整備（暗きよ、客土、区画整理、農地保全）	北海道上川支庁
西多寄第2	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きよ）	同
中 央	畑地帯総合整備（農業用排水、暗きよ）	北海道石狩支庁
九 重	経営体育成基盤整備（農業用排水、暗きよ）	北海道留萌支庁
多 和	基幹水利施設補修	北海道釧路支庁
開 陽	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗きよ、土層改良、農用地造成）	北海道根室支庁

北海道告示第100号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、せたな町武沢地区の換地処分をした。

平成19年2月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、平成19年2月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成19年2月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地 区 名	事業の種類	縦 覧 場 所
新十津川町	新十津川	維持管理	北海道空知支庁
同	徳 富	同	同

北海道告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年2月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 虻田郡豊浦町字礼文華540の2（次の図に示す部分に限る。）
- 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 指 定 施 業 要 件
 - 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字礼文華540の2（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第103号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年 2月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 空知郡南富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 鉱業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第104号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年 2月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 白老郡白老町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

白老町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第105号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年農林水産省告示第66号のとおりである。

平成19年 2月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌472の5 所在の森林について所有権を有する 本 間 和 雄

(2) 掲 示 場 所 せたな町役場

2(1) 所在が不明な者 爾志郡乙部町字三ツ谷62、389、390所在の森林について所有権を有する 笹 谷 キヨエ

(2) 掲 示 場 所 乙部町役場

北海道告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年 2月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道道 平 取 静 内 線 新冠郡新冠町字明和17番3地先から 平成19. 2.16

北海道室蘭土木現業所 新冠郡新冠町字明和43番1地先まで

道道 上武利丸瀬布線 紋別郡遠軽町丸瀬布上武利国有林網走西部森林管理署 同

北海道網走土木現業所 1074林班い小班地先から紋別郡遠軽町丸瀬布上武利国有林網走西部森林管理署1074林班い小班地先まで

北海道告示第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成19年 2月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 広尾都市計画臨港地区に係る事項

(1) 都市計画の種類 臨港地区

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 追加した土地の区域 広尾郡広尾町会所前1丁目の一部

イ 除外した土地の区域 なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおりに）

2 函館圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
- | 種 別 名 | 称 | 起 点 | 終 点 | 主 な 経 過 地 |
|--------------------|---------|---------|--------|-----------|
| 幹線街路 3・3・23号 人 見 通 | 函館市千代台町 | 函館市乃木町 | 函館市人見町 | |
| 幹線街路 3・4・36号 公 園 通 | 函館市青柳町 | 函館市五稜郭町 | 函館市新川町 | |
- （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 帯広圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
- | 種 別 名 | 称 | 起 点 | 終 点 | 主 な 経 過 地 |
|---------------------|----------|---------|---------|-----------|
| 幹線街路 3・4・202号 札内北大通 | 幕別町札内共栄町 | 幕別町札内豊町 | 幕別町札内北町 | |
- （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

4 苫小牧圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
- | 種 別 名 | 称 | 起 点 | 終 点 | 主 な 経 過 地 |
|-----------------------|---------|----------|---------|-----------|
| 幹線街路 3・2・7号 勇払沼ノ端通 | 苫小牧市字勇払 | 苫小牧市字沼ノ端 | 苫小牧市字勇払 | |
| 幹線街路 3・2・505号 東 港 北 通 | 厚真町字共和 | 苫小牧市字勇払 | 苫小牧市字静川 | |
- （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

5 当別都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
- | 種 別 名 | 称 | 起 点 | 終 点 | 主 な 経 過 地 |
|---------------------|-------|-------|-------|-----------|
| 幹線街路 3・3・1号 当 別 大 通 | 当別町園生 | 当別町対雁 | 当別町弥生 | |
- （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

6 八雲都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
- | 種 別 名 | 称 | 起 点 | 終 点 | 主 な 経 過 地 |
|-------------------|--------|-------|--------|-----------|
| 幹線街路 3・4・2号 出 雲 通 | 八雲町東雲町 | 八雲町栄町 | 八雲町出雲町 | |
- （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

7 苫小牧圏都市計画公園に係る事項

- (1) 都市計画の種類 公園
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
- 変更した部分

- ア 名称 5・5・41号 大師ヶ丘公園
- 位置 勇払郡安平町早来栄町
- イ 名称 6・5・41号 安平町ときわ公園
- 位置 勇払郡安平町早来北進
- （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

8 釧路圏都市計画公園に係る事項

- (1) 都市計画の種類 公園
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
- 変更した部分
- 名称 8・7・1号 山花公園
- 位置 釧路市山花及び阿寒町ニニシベツ
- （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年2月16日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 札幌医科大学附属病院（外来診療棟を除く。）等清掃業務 一式

イ 札幌医科大学附属病院外来診療棟清掃業務 一式

- (2) 調達をする特定役務の仕様等

入札説明書、業務仕様書及び作業要領による。

- (3) 契 約 期 間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

- (4) 履 行 場 所

札幌市中央区南1条西16丁目 附属病院（外来診療棟を除く。）

同 同 外来診療棟

同 南3条西17丁目 保育所

同 南4条西16丁目 看護師宿舎

札幌市中央区南2条西18丁目・西19丁目 ファミリーハウス

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成17年1月1日以降、資格審査を申請する日までに道から庁舎等清掃業務の受注実績がある場合、業務改善命令等（委託料の減額を含む。）を受けていないこと。
- (4) 資本金の額が10,000千円以上及び従業員を100名以上雇用していること。
- (5) 石狩支庁管内の事業所において、建築物環境衛生管理者及びビルクリーニング技能士が1の(1)のアにあっては各10名以上、1の(1)のイにあっては各4名以上いること。
- (6) ポリシャー及び真空掃除機を30台以上所有していること。
- (7) 従業員のうち研修終了者の占める割合が80%以上であること。
- (8) 財団法人医療関連サービス振興会が認める院内清掃業務関係の医療関連サービスマークの認定を受けていること。
- (9) 資格審査の申請を行った日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は24月分）の決算において、1の(1)のアにあっては清掃対象面積が2万平方メートル以上又は300床以上の病院、1の(1)のイにあっては清掃対象面積が1万平方メートル以上の病院の清掃業務の契約を締結し、かつ、誠実に履行している者であること。
- (10) (1)から(9)に掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たすものであること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウに定めるところにより、2の(3)から(10)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成19年2月16日（金）から3月1日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分までの間にしなければならない。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約事項を示す場所

札幌医科大学事務局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟
1階会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8556 札幌市
中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課）

(2) 入札日時

ア 1の(1)のア 平成19年3月26日（月）午後1時30分

イ 1の(1)のイ 平成19年3月26日（月）午後2時

（送付による場合は、平成19年3月23日（金）必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌医科大学事務局総務課

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望した場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量400グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、札幌医科大学事務局総務課に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(3)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)のほか、次による。

- (1) 1の(1)の調達する特定役務ごとに入札する。

- (2) 本公告等に係る契約については、北海道により平成19年4月1日に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき設立される予定の北海道公立大学法人札幌医科大学へ、一切の権利義務を承継する予定である。

(3) 業 務 概 要 説 明

入札参加資格審査後、参加資格者に対し、随時行う。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011-611-2111 内線 2112

12 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

(a) Sapporo medical university hospital (excluding outpatient pavilion) and soon cleaning business 1 set.

(b) Sapporo medical university hospital outpatient pavilion cleaning business 1 set.

B . Bid tendering date and time :

(a) 1 : 30 P. M. March, 26, 2007

(b) 2 : 00 P. M. March, 26, 2007

C . Contact :

General Affairs Office, Administration, Sapporo Medical University.

Nishi 17, Minami 1, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8556 Japan.

Phone : 011-611-2111 Extension 2112

札幌医科大学告示第29号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成19年2月16日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成19年度において札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成19年2月16日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学医療廃棄物処理業務委託契約

(2) 資 格 医療廃棄物処理業務委託の資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 医療廃棄物処理業務委託

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項及び第4項の規定に基づく許可を受けている者であること。

(2) (1)の許可を受けている者で、今回の契約と種類・規模をほぼ同じくする契約（契約期間が平成16年4月1日以降のもの）を締結し、かつ、誠実に履行を終えた者であること。

(3) 資本金の額が1,000万円以上並びに作業員及び運転手を常時5名以上雇用していること。

(4) 1日当たり2,000キログラム以上の処理能力を有する設備を有していること。

(5) 屋根付きボックスタイプの収集運搬車を有していること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成19年2月16日から28日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局総務課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、イ、(2)、4の(1)、(3)、5の(1)及び(2)による。

札幌医科大学告示第30号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年2月16日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 調達をする特定役務の名称 札幌医科大学医療廃棄物処理業務

(ア) 感染性廃棄物 1ℓ当たりの単価

(イ) 非感染性廃棄物 1ℓ当たりの単価

イ 数 量

(ア) 感染性廃棄物 調達予定数量 1,817,000ℓ

(イ) 非感染性廃棄物 調達予定数量 1,175,000ℓ

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで (4) 履 行 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院 2 入札に参加する者に必要な資格 平成19年札幌医科大学告示第29号1の(2)に規定する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌医科大学事務局総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟 1階会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8556 札幌市 中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課） (2) 入 札 日 時 平成19年3月23日 午前10時30分（送付による場合は、平成 19年3月23日午前10時30分までに必着のこと。） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る 返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量70グラムに見合 う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、札幌医科大学事務局 総務課に申し込むこと。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第 1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限 る。）をした者のうち、入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて 得た合計金額）が最低である者を落札者とする。 8 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(9)、(11)及び(13)によるほか、次による。 (1) 本公告等に係る契約については、北海道により平成19年4月1日に地方独立行政法人 法（平成15年法律第118号）に基づき設立される予定の北海道公立大学法人札幌医科大 学へ、一切の権利義務を承継する予定である。 (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	<table border="1"> <tr> <td>ア 名 称</td><td>札幌医科大学事務局総務課</td></tr> <tr> <td>イ 所 在 地</td><td>郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011-611-2111 内線 2114</td></tr> </table> 9 Summary A . Nature and quantity of the services to be procured a . The processing of the medical wastes at Sapporo Medical University (a) The infective medical wastes 1 liter unit price : yen (b) The uninfected medical wastes 1 liter unit price : yen b . quantity (a) The infective medical wastes Expected quantity 1,817,000 liter (b) The uninfected medical wastes Expected quantity 1,175,000 liter B . Bid tendering date and time : 10 : 30 A. M., March 23, 2007 (If mailed,bids must arrive no later than 10 : 30 A. M., March 23) C . Contact : General Affairs Office, Administration, Sapporo Medical University Nishi 17-chome, Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8556 Japan. Phone : 011-611-2111 Extension 2114	ア 名 称	札幌医科大学事務局総務課	イ 所 在 地	郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011-611-2111 内線 2114
ア 名 称	札幌医科大学事務局総務課				
イ 所 在 地	郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011-611-2111 内線 2114				
	道 議 会 訓 令				
	北海道議会訓令第1号 北海道議会議事事務局 北海道議会議事事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成19年2月16日 北海道議会議長 高 橋 文 明 北海道議会議事事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 北海道議会議事事務局文書管理規程（平成11年北海道議会訓令第2号）の一部を次のように改 正する。 第2条第3項中「文書は、」の次に「効率的な利用を図るため、」を加える。 第12条に見出しとして「（登記済文書の配布）」を付し、同条第1項中「主務課長」を 「主務課の事務担当者」に改め、同条第3項中「主管グループ」を「主務課の事務担当者」 に改める。 第13条を次のとおり改める。 （登記済文書の処理） 第13条 事務担当者は、登記済文書の配布を受けたとき、又は必要があるときは、その内容 が意思の決定（以下「決定」という。）を要しないものを除き、その文書の処理について、				

主務課長の職にある者（当該職にある者が決裁権者（北海道議会事務局事務決裁規程（昭和52年北海道議会訓令第2号）第2条第3号の決裁権者をいう。以下同じ。）の場合又は当該職にある者より下位の職にある者が決裁権者の場合にあっては、当該職の直近下位の職にある者（決裁権者を補佐する職にある者（主幹を除く。）を除く。）。以下「主務課長等」という。）の指示を受けるものとする。ただし、登記済文書の内容が決定を要するもののうち、軽易又は定例的なもので主務課長等の指示を要しないと認めるものについては、この限りでない。

第14条に見出しとして「（議案・請願等の処理）」を付する。

第15条第1項及び第2項中「主管グループ」を「事務担当者」に改める。

第17条を次のとおり改める。

（決定書案の作成）

第17条 主務課長等は、第13条の規定により指示を求められたものについては、必要に応じ決裁権者から必要な処理の方針の指示を受け、自ら起案し、又は事務担当者に決定書案を作成させなければならない。この場合において、主務課長が不在のときは、当該職の下位の職にある者が順次その事務を代行するものとする。

2 第13条ただし書に規定するものにあっては、事務担当者において決定書案を起案するものとする。

第20条、第22条及び第25条第1項中「起案責任者」を「主務課長等」に改める。

第42条中「管理（以下「保管」という。）」を「保管」に改める。

第43条中「管理（以下「保存」という。）」を「保存」に改める。

別表の第1項第11号中「調査課」を「政策調査課」に改める。

別記第6号様式を次のとおり改める。

別記第6号様式（第8条、第14条関係）

議 案 処 理 簿

（ 年 定 ）

議案番号	件 名	提出年月日	付託委員会	議決年月日	議決状況

（日本工業規格 A4）

別記第9号様式を次のとおり改める。

別記第9号様式（第16条関係）

報 告 書

分類記号

保存期間

回付番号	報告年月日	取 扱 方 法	文書番号
第 号	・ ・		第 号
報告者			
次のとおり報告する。 課 グループ 電話 ー			
標題			
情報公開用標題			
趣旨			
報告先			

（日本工業規格 A4）

別記第11号様式を次のとおり改める。

別記第11号様式（第18条関係）

決 定 書

分類記号

保存期間

回付番号	起案年月日	決定年月日	施行年月日	文書番号	例規番号
第 号	・ ・	・ ・	・ ・	第 号	
施行及び取扱方法					

決裁権者	起案者
次のとおり決定する。	課グループ 電話ー
標題	
情報公開用標題	
趣旨	
協議	
回付先	

(日本工業規格 A4)

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

道立教育研究所告示

北海道立教育研究所告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年2月16日

北海道立教育研究所長 真田 雄三

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
北海道教育情報通信ネットワーク（ほっかいどうスクールネット）システム更新に係る機器の賃貸借一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等
入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間
平成19年7月1日から平成24年6月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することが有り得る。

(4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、障害発生時等に速やかに対応がとれる者であること。

(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期
平成19年2月16日（金）から3月16日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 申請の方法
申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先
郵便番号 069-0834 江別市文京台東町42番地
北海道立教育研究所庶務部事業課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道立教育研究所庶務部事業課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所
江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所2階大講義室
（郵送による場合は、郵便番号 069-0834 江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所庶務部事業課）

(2) 入札日時
平成19年3月30日（金）午前10時30分（郵送による場合は、平成19年3月29日（木）必着）
- 平成19年2月16日（金曜日）
- 北海道公報
- 第1848号 49

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道立教育研究所庶務部事業課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で直接交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る
返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量190グラムに見
合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定
価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入
札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次
による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道立教育研究所庶務部事業課

(2) 所 在 地 郵便番号 069-0834 江別市文京台東町42番地
電話番号 011-386-4511

10 Summary

A . Nature and quantity of the products and services to be purchased :

Lease to update the current system of Hokkaido Education Information and
Communication Network (Hokkaido School Net)

B . Bid tendering date and time : 10 : 30 A. M., March 30, 2007

(Mailed bids must arrive no later than March 29, 2007)

C . Contact :

Negotiations Section, General Affairs Department, Hokkaido Education Research
Institute. 42 Banchi, Higashi Machi, Bunkyo-dai, Ebetsu-shi, Hokkaido 069-0834 Japan.
Phone : 011-386-4511